

「共栄プロクラブ運営細則」の改定・新旧対比表

旧	新	備考
<p>共栄プロクラブは、共栄プロクラブ会則第 19 条に定めるところにより本クラブの適正かつ円滑なる運営を行うために必要な事務の取扱に関してこの運営細則を定める。</p> <p>第 1 章 入会・異動・退会</p> <p>第 1 条（入会条件） 本クラブの入会に際しては以下入会条件のすべてを満たすと共に共栄火災及びフコクしんらい生命の代理店で共栄プロクラブの趣旨および共栄火災の会社政策・方針・理念に賛同し、研修活動や組織体運営に積極的に参加するとともに、スキルアップ・体制整備等に前向きに取組み、自立ならびに事業拡大を目指す代理店で、支部長および本部において承認した場合とする。</p> <p>＜共栄プロクラブ入会条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップを発揮し、共栄プロクラブの各種運動に協力できること。 ・共栄プロクラブの各種研修、会合に参加でき、前向きな姿勢であること。 ・永続的にお客様へ安心を提供するために、事業継承対策や後継者対策や使用人採用に積極的に取り組んでいること、または、目指していること。 ・収益性を重視した募集活動ができること。 ・増収意欲があり、事業拡大に積極的に取組めること。 ・一般計の合計が 3 千万円以上であること ・お客様本位の代理店経営をしていること。 ・代理店監査が要改善でないこと。 ・業務効率化に向けて機械化（K I Tねっと・kyoei-ai.net）していること。 <p>なお、一般計の合計が 2, 0 0 0 万以上の場合、正会員を目指すことを前提に準会員として入会を認める。(準会員はフコクしんらい生命の代理店委託が無い場合、代理店委託条件を一定期間猶予する)。 また、新設乗合他申代理店においては一般計の合計が全社計 3, 0 0 0 万以上で組織理念に賛同する場合は、一般計の合計が 2, 0 0 0 万未満であっても支部長特認のもと準会員として入会を認める。この場合に限り期中入会を認めることとする。</p>	<p>共栄プロクラブは、共栄プロクラブ会則第 19 条に定めるところにより本クラブの適正かつ円滑なる運営を行うために必要な事務の取扱に関してこの運営細則を定める。</p> <p>第 1 章 入会・異動・退会</p> <p>第 1 条（入会条件） 本クラブの入会に際しては以下入会条件のすべてを満たすと共に共栄火災及びフコクしんらい生命の代理店で共栄プロクラブの趣旨および共栄火災の会社政策・方針・理念に賛同し、研修活動や組織体運営に積極的に参加するとともに、スキルアップ・体制整備等に前向きに取組み、自立ならびに事業拡大を目指す代理店で、支部長および本部において承認した場合とする。</p> <p>＜共栄プロクラブ入会条件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップを発揮し、共栄プロクラブの各種運動に協力できること。 ・共栄プロクラブの各種研修、会合に参加でき、前向きな姿勢であること。 ・永続的にお客様へ安心を提供するために、事業継承対策や後継者対策や使用人採用に積極的に取り組んでいること、または、目指していること。 ・収益性を重視した募集活動ができること。 ・増収意欲があり、事業拡大に積極的に取組めること。 ・一般計の合計が 3 千万円以上であること ・お客様本位の代理店経営をしていること。 ・代理店監査が要改善でないこと。 ・業務効率化に向けて機械化（K I Tねっと・kyoei-ai.net）していること。 <p><u>なお、上記条件を満たす場合でも、4 月以外に入会する場合は準会員とする。</u> <u>また、</u>一般計の合計が 2, 0 0 0 万以上の場合、正会員を目指すことを前提に準会員として入会を認める。(準会員はフコクしんらい生命の代理店委託が無い場合、代理店委託条件を一定期間猶予する)。 <u>さらに、</u>新設乗合他申代理店においては一般計の合計が全社計 3, 0 0 0 万以上で組織理念に賛同する場合は、一般計の合計が 2, 0 0 0 万未満であっても支部長特認のもと準会員として入会を認める。<u>この場合に限り期中入会を認めることとする。</u></p>	<p>追記</p> <p>削除</p>

旧	新	備考
<p>第2条（入会）</p> <p>1. 本クラブへの入会手続きは「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」に必要事項を記入し共栄火災営業店長に提出するものとする。</p> <p>2. 入会を希望する代理店があった場合、営業店長は入会条件を充足していることを確認し「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」を支部に提出する。</p> <p>3. 共栄プロクラブ支部長、参与は入会条件を充足していることを確認し「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」を支部事務局に提出する。支部事務局は入会条件を充足していることを確認し「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」を本部に提出する。本部で承認後入会とする。</p> <p>4. 入会日は年1回（4月1日）とし中途入会は認めない。</p> <p>第3条（異動）</p> <p>会員は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した時は「共栄プロクラブ異動退会届」を速やかに支部事務局を通じて本部事務局に提出する。</p> <p>1. 代表者・代理店主の変更</p> <p>2. 代理店名の変更</p> <p>3. 代理店コードの変更</p> <p>4. 所属支部の変更</p> <p>5. 代理店の廃止、継承、吸収合併 等</p> <p>第4条（退会）</p> <p>1. 本クラブからの退会手続は「共栄プロクラブ異動退会届」に必要事項を記入し支部事務局に提出するものとする。</p> <p>2. 退会者があった場合、営業店長は支部、支部事務局を経由し本部事務局へ「共栄プロクラブ異動退会届」を提出し本部において承認を経て退会手続を行う。但し、退会年月日は本部へ申し出のあった月の末日とする。</p> <p>第2章 旅 費</p> <p>第5条（適用）</p> <p>本クラブの役員が会議その他の用務のため出張する場合の旅費については以下の通りとする。</p>	<p>第2条（入会）</p> <p>1. 本クラブへの入会手続きは「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」に必要事項を記入し共栄火災営業店長に提出するものとする。</p> <p>2. 入会を希望する代理店があった場合、営業店長は入会条件を充足していることを確認し「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」を支部に提出する。</p> <p>3. 共栄プロクラブ支部長、参与は入会条件を充足していることを確認し「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」を支部事務局に提出する。支部事務局は入会条件を充足していることを確認し「共栄プロクラブ入会申込書兼承認書」を本部に提出する。本部で承認後入会とする。</p> <p>4. 入会日は<u>毎月1日とする</u>。</p> <p>第3条（異動）</p> <p>会員は次の各号のいずれかに該当する事由が発生した時は「共栄プロクラブ異動退会届」を速やかに支部事務局を通じて本部事務局に提出する。</p> <p>1. 代表者・代理店主の変更</p> <p>2. 代理店名の変更</p> <p>3. 代理店コードの変更</p> <p>4. 所属支部の変更</p> <p>5. 代理店の廃止、継承、吸収合併 等</p> <p>第4条（退会）</p> <p>1. 本クラブからの退会手続は「共栄プロクラブ異動退会届」に必要事項を記入し支部事務局に提出するものとする。</p> <p>2. 退会者があった場合、営業店長は支部、支部事務局を経由し本部事務局へ「共栄プロクラブ異動退会届」を提出し本部において承認を経て退会手続を行う。但し、退会年月日は本部へ申し出のあった月の末日とする。</p> <p>第2章 旅 費</p> <p>第5条（適用）</p> <p>本クラブの役員が会議その他の用務のため出張する場合の旅費については以下の通りとする。</p>	<p>削除および追記</p>

旧	新	備考
<p>第6条（宿泊料） 常任理事会、理事会その他会議に出席するため会議期間中に開催地において滞在するための宿泊料はすべて実費を支払う。但し、原則として次の金額を上限とする。 東京地区（東京・神奈川・埼玉・千葉） 12,000円 その他の地区 9,000円</p> <p>第7条（日当） 日当は宿泊を伴う場合1泊につき1,800円を支給する。</p> <p>第8条（旅費） 旅費は実費を支払う。 1. 鉄道運賃は原則として各鉄道会社の普通旅客運賃実費（特急料金、急行料金、座席指定料を含む）を支払う。 2. 新幹線施設地区はその利用を基本とし原則として普通車を利用する。 3. 航空運賃はその実費を支給する。</p> <p>第9条（順路） 旅費は順路により支払い、私事のために迂回または滞在した場合にはそれに要する旅費は支払わない。</p> <p>第10条（旅費の精算） 1. 旅費の精算は出張終了後3日以内に所定の用紙により精算しなければならない。 2. 旅費精算は所属する共栄火災部支店、または営業店にて行なう。</p> <p>第11条（支部の準用） この規定は、支部において準用することができる。</p> <p>第3章 販促部会</p> <p>第12条（販促部会の設置） 本クラブには販促部会を設置する。販促部会の役割は次の通りとする。 1. 会員の増収に向けた諸政策の研究、企画、情報の収集、情宣を行なう。 2. 互助制度の運営、企画の検討を行なう。なお互助制度の利用資格、加入等の規定は別途、互助制度規定に定める。 3. 販促活動の内容や推進具体策の企画・検討を行ない、会員に対して生損保推進策のために支援活動を行う。</p>	<p>第6条（宿泊料） 常任理事会、理事会その他会議に出席するため会議期間中に開催地において滞在するための宿泊料はすべて実費を支払う。但し、原則として次の金額を上限とする。 東京地区（東京・神奈川・埼玉・千葉） 12,000円 その他の地区 9,000円</p> <p>第7条（日当） 日当は宿泊を伴う場合1泊につき1,800円を支給する。</p> <p>第8条（旅費） 旅費は実費を支払う。 1. 鉄道運賃は原則として各鉄道会社の普通旅客運賃実費（特急料金、急行料金、座席指定料を含む）を支払う。 2. 新幹線施設地区はその利用を基本とし原則として普通車を利用する。 3. 航空運賃はその実費を支給する。</p> <p>第9条（順路） 旅費は順路により支払い、私事のために迂回または滞在した場合にはそれに要する旅費は支払わない。</p> <p>第10条（旅費の精算） 1. 旅費の精算は出張終了後3日以内に所定の用紙により精算しなければならない。 2. 旅費精算は所属する共栄火災部支店、または営業店にて行なう。</p> <p>第11条（支部の準用） この規定は、支部において準用することができる。</p> <p>第3章 販促部会</p> <p>第12条（販促部会の設置） 本クラブには販促部会を設置する。販促部会の役割は次の通りとする。 1. 会員の増収に向けた諸政策の研究、企画、情報の収集、情宣を行なう。 2. 互助制度の運営、企画の検討を行なう。なお互助制度の利用資格、加入等の規定は別途、互助制度規定に定める。 3. 販促活動の内容や推進具体策の企画・検討を行ない、会員に対して生損保推進策のために支援活動を行う。</p>	

旧	新	備考
<p>第4章 研修部会</p> <p>第13条（研修部会の設置） 本クラブには研修部会を設置する。研修部会の役割は次の通りとする。 1. 各種研修活動の活性化、普及活動並びに、本社集合研修・セミナー等の企画、検討を行なう。 2. 業界動向や新商品等に関する情報を収集し、支部および会員に提供する。</p> <p>第5章 相談役</p> <p>第14条（委嘱） 1. 相談役は理事会の決議により委嘱することができる。 2. 相談役は本部長退任者とする。</p> <p>第15条（任務） 相談役の任務は次の通りとする。 1. 執行機関の要請により共栄プロクラブ活動全般について助言を行う。 2. 執行機関の要請により諸会議、行事等に出席する。 3. 共栄プロクラブ認定会員講師として研修活動を支援する。</p> <p>第16条（任期） 相談役の任期は1年とし、最長5期とする。</p> <p>第6章 研修参加会費</p> <p>第17条（研修参加会費） 本部は研修会開催において、参加会員の当事者意識を持った形での参加を目的として、研修参加会費を徴収することができる。</p> <p>第18条（研修参加会費の用途） 本部研修での研修参加会費の用途は、本部研修開催のための運営費に充てるものとする。</p>	<p>第4章 研修部会</p> <p>第13条（研修部会の設置） 本クラブには研修部会を設置する。研修部会の役割は次の通りとする。 1. 各種研修活動の活性化、普及活動並びに、本社集合研修・セミナー等の企画、検討を行なう。 2. 業界動向や新商品等に関する情報を収集し、支部および会員に提供する。</p> <p>第5章 相談役</p> <p>第14条（委嘱） 1. 相談役は理事会の決議により委嘱することができる。 2. 相談役は本部長退任者とする。</p> <p>第15条（任務） 相談役の任務は次の通りとする。 1. 執行機関の要請により共栄プロクラブ活動全般について助言を行う。 2. 執行機関の要請により諸会議、行事等に出席する。 3. 共栄プロクラブ認定会員講師として研修活動を支援する。</p> <p>第16条（任期） 相談役の任期は1年とし、最長5期とする。</p> <p>第6章 研修参加会費</p> <p>第17条（研修参加会費） 本部は研修会開催において、参加会員の当事者意識を持った形での参加を目的として、研修参加会費を徴収することができる。</p> <p>第18条（研修参加会費の用途） 本部研修での研修参加会費の用途は、本部研修開催のための運営費に充てるものとする。</p>	

旧	新	備考
<p>第7章 その他</p> <p>第19条（補足1） 1. 共栄プロクラブ本部事務局は、営業統括部とする。また、本部事務局長は、営業統括部長、若しくはこれに準ずる者とする。 2. 共栄プロクラブ支部事務局は、部支店とする。また、支部事務局長は、部支店長、若しくはこれに準ずる者とする。</p> <p>第19条（補足2） この細則の施行に際し必要な規程は、常任理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>付 則 施行及び改定は次のとおり 1998年4月22日施行 1999年4月1日改定 2000年4月1日改定 2002年4月1日改定 2003年4月1日改定 2004年4月1日改定 2006年4月1日改定 2007年4月1日改定 2008年4月1日改定 2009年4月1日改定 2010年4月1日改定 2014年4月1日改定 2021年9月1日改定 2023年4月1日改定 2023年4月26日改定</p> <p>以上</p>	<p>第7章 その他</p> <p>第19条（補足1） 1. 共栄プロクラブ本部事務局は、営業統括部とする。また、本部事務局長は、営業統括部長、若しくはこれに準ずる者とする。 2. 共栄プロクラブ支部事務局は、部支店とする。また、支部事務局長は、部支店長、若しくはこれに準ずる者とする。</p> <p>第19条（補足2） この細則の施行に際し必要な規程は、常任理事会の議決を経て別に定める。</p> <p>付 則 施行及び改定は次のとおり 1998年4月22日施行 1999年4月1日改定 2000年4月1日改定 2002年4月1日改定 2003年4月1日改定 2004年4月1日改定 2006年4月1日改定 2007年4月1日改定 2008年4月1日改定 2009年4月1日改定 2010年4月1日改定 2014年4月1日改定 2021年9月1日改定 2023年4月1日改定 2023年4月26日改定 <u>2025年7月28日改定</u></p> <p>以上</p>	